

令和6年5月7日

# 総務通達

## 「介護職員処遇改善加算等の使用方法について」

職員の皆様、日々の業務お疲れ様です。

意識調査でもご指摘有りました、処遇改善加算の使い方についてご報告させていただきます。

まず、行政より、**介護職員**のキャリアパス要件として職員の資質向上、労働環境の改善を行い、基本給、諸手当、賞与（一時金）等で賃金改善を行うよう指導されており、その配分は、法人に一任されてます。

三秀會の処遇改善加算等は、

- 1、介護職員の昇級、昇格による給与差額及び手当の支給
- 2、定期昇給及び手当の増額  
令和6年4月の昇給率は**2.14%**（内支援金手当アップ**1.37%**）
- 3、一時金（賞与含む）として
- 4、労働環境改善への取り組み（研修含む）  
に使用させて頂いております。

特定処遇改善加算

- 1 技能経験ある職員（介福で10年以上、主任格以上）、

ベースアップ加算金の増額について

- 1 4月より支援手当アップします。（2000円～5000円）
- 2 2月、3月分は一時金として支給します。

尚、この加算金がなくなった折には、加算分は減算となりますのでご理解の程、宜しくお願い申し上げます。